**西予市消費生活センターからのお知らせ（令和2年12月）**

○悪質商法の被害に遭ったら１８８に電話を

「悪質商法などの被害に遭った」「製品を使ったら、けがをしてしまった」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか。

そんなときは１人で悩まずに、消費者ホットラインに連絡してください。

○専門の相談員がトラブル解決を支援　消費者ホットライン１８８

消費者ホットライン（☎１８８）は 近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口につながります。消費者トラブル解決の最初の一歩を支援するための専用ダイヤルです。

全国どこからでも３桁の電話番号１８８（いやや）でつながり、専門の相談員が対応します。



【お問合せ先】

西予市消費生活センター　℡0894-62-1285